



### 電話予約で住民票・印鑑証明書が平日夜間や休日に受け取れます

#### 予約場所

本庁市民課、  
因島総合支所、  
御調・向島・瀬  
戸田支所



#### 対象

住民票、印鑑証明書

**予約者** 証明書に記載された本人か本人と同一世帯の人

**受取者** 予約者か予約者と同一世帯の人で予約者が指定した人

**予約方法** 受取希望当日(※受取希望日が休日の場合は、その直前の開庁日)の8:30~17:00に受取をする場所(右記問い合わせ先)へ電話

**受取場所** 予約した場所の警備室

**受取時間** 平日/17:30~21:00、休日/9:00~17:00の希望の時間

#### 受取に必要なもの

①受取者の本人確認書類(※顔写真

付き住民基本台帳カード、運転免許証、パスポート等、官公署が発行した写真付の書類(お持ちでない場合は利用できません。)

②印鑑証明書の場合は、証明する人の印鑑登録証(カード)

☎市民課(☎0848-25-7102)

因島総合支所市民生活課

(☎0845-26-6208)

御調支所まちおこし課

(☎0848-76-2111)

向島支所しまおこし課

(☎0848-44-0110)

瀬戸田支所住民福祉課

(☎0845-27-2211)

### 野犬の保護と犬猫の引き取り等は

現在、野犬の保護依頼が急増しています。野犬の保護については広島

県動物愛護センターが行っていますので、保護を希望する場合は、直接愛護センターへ連絡をしてください。

また、犬や猫の引き取りも愛護センターが、次の場所で定時定点引取を行っています。

◎公会堂南

第2・第4木曜日(11:10~11:40)

◎因島旧土地改良区堆肥所

第1・第3水曜日(9:30~10:00)

◎瀬戸田市民会館

第1・第3水曜日(11:20~11:50)

ただし、年末の定点引取は12月27日(木)まで実施し、年始は1月7日(月)から開始します。

また、愛護センターへ直接持参する場合は、年末は12月28日(金)まで、年始は1月4日(金)からとなります。

☎広島県動物愛護センター

(☎0848-86-6511/三原市本郷町南方8915-2)

毎週金曜日は午後7時まで戸籍、住民票、印鑑証明書を発行しています

場所 本庁市民課(☎0848-25-7102)、因島総合支所市民生活課(☎0845-26-6208)

業務 戸籍、住民票、印鑑証明書の発行

パスポートの受取等(住所変更、パスポートの申請はできません。)

## 消費生活相談ファイル

### あとを絶たない劇場型勧誘のトラブル!

《相談内容》 A社から風力発電施設の権利に関するパンフレットが届いた。一口100万円で年利5~9%の配当があると書いてあった。その数日後、B社から電話があり「A社から風力発電施設の権利に対する出資案内が来ていないか。選ばれて送付された人しか購入できないので、立て替えて購入して欲しい。お礼も含めてお金は2~3日後に口座に入金する。」と言われた。お礼がもらえるならとA社に100万円を支払った。しかし、数日待っても入金がないため、B社に電話したが繋がらず、A社にも連絡がなくなった。(70代、女性)

《アドバイス》 相談者には投資をかたった劇場型勧誘であることを説明し、警察に相談するよう勧めました。ある販売業者が提供する商品等を、勧誘業者が「高く買い取る」など、消費者の利益になるかのような説明で契約させようとする劇場型勧誘のトラブルがあとを絶ちません。その内容も様々で、「資源や

エネルギー関連事業」や「高齢者福祉関連事業」など、ニュースで話題になるような事柄を取り入れているものもあります。

実際に消費者が利益を得られたケースは1件も確認されていません。一度お金を支払うと、すぐに業者と連絡がつかなくなることがほとんどで、お金を取り戻すことは非常に困難です。高値で買い取るなどのうまい話はありませんので、キッパリ断りましょう。高齢者が被害に遭うケースが目立ちます。周りの人も、高齢者が無口になる、借金を申し込んでくるなど、日常生活に変化が生じていないか気をつけてあげてください。もし不自然な点に気が付いたら、消費生活センターへの相談を勧めてください。

■消費生活に関するトラブル等について、気軽に相談ください

☎尾道市消費生活センター

(市役所分庁舎2階 商工課内 ☎0848-37-4848)

# 清掃

～毎月1日は  
「門前清掃の日」です～

【旧尾道・御調・向島地区】 〇清掃事務所 (☎0848-48-2900)  
 【因島地区(原・洲江含む)】 〇南部清掃事務所 (☎0845-24-0432)  
 【瀬戸田地区】 〇南部清掃事務所瀬戸田分所 (☎0845-27-0454)

## 年末年始のごみ収集

収集日以外に出したごみは収集されずに残ります。絶対に出さないでください。

- 「休」休み 「※」全地域で燃やせるごみを収集
- 「▲」月・木曜日が燃やせるごみの地域で燃やせるごみを収集
- 「■」上川辺・市・今津野で燃やせるごみを収集

ごみ収集	12月				1月			
	28 (金)	29 (土)	30 (日)	31 (月)	1 (祝)	2 (水)	3 (木)	4 (金)
旧尾道地域・向島町	通常どおり	休	▲	休	休	休	休	通常どおり
御調町	通常どおり	休	■	休	休	休	休	通常どおり
因島地域・瀬戸田町	通常どおり	※	休	休	休	休	休	通常どおり

## 年末年始・休日ごみ持込受付

対象物:家庭からのごみ(資源物・粗大ごみも含む)

- きちんと分別して持ち込んでください。
- 混雑しますので早めに持ち込んでください。
- ※下記を除く土・日・祝日、12月29日(土)～1月3日(木)は休みです。

- 尾道市クリーンセンター 〇清掃事務所(☎0848-48-2900)  
12月23日(祝)・29日(土) 8:30～12:00、13:00～16:00  
12月30日(日) 8:30～12:00
- 南部清掃事務所 〇南部清掃事務所(☎0845-24-0432)  
12月23日(祝) 8:30～12:00  
12月30日(日) 8:30～13:00
- 瀬戸田名荷埋立処分地 〇南部清掃事務所瀬戸田分所(☎0845-27-0454)  
12月23日(祝)・30日(日) 8:30～12:00(生ごみを除く)  
(12月23日・30日は☎0845-27-4810へ)

※御調清掃センター、向島クリーンセンター、因島リサイクルセンターは、12月29日(土)～1月3日(木)は休みです。

## 旧尾道地域・年末年始の資源回収日程

次の地区は日程が変更となっています。ご注意ください。

- 1月7日(月) 原田・西藤地区
- 1月10日(木) 三成・木ノ西地区
- 1月4日(金) 休み

## 12月24日(振替休日)は次の地域でごみを収集します

旧尾道地域 (下記を除く地域)	①燃やせるごみが月・木曜日の地域で「燃やせるごみ」を収集 ②燃やせないごみが「第2・4月曜日」の地域で「燃やせないごみ」を収集
向島町	燃やせるごみが月・木曜日の地域で「燃やせるごみ」を収集
御調町	上川辺・市で「燃やせるごみ」を収集
因島地域・瀬戸田町	燃やせるごみが月・木曜日の地域で「燃やせるごみ」を収集

※12月24日のごみ持込受付はありません。上記以外の収集は休みです。

## 1月14日(成人の日)は次の地域で燃やせるごみを収集します

旧尾道地域 (下記を除く地域)	燃やせるごみが月・木曜日の地域
向島町	燃やせるごみが月・木曜日の地域
御調町	上川辺・市
因島地域・瀬戸田町	燃やせるごみが月・木曜日の地域

※1月14日のごみ持込受付はありません。その他の収集は休みです。

## 年末年始のし尿収集～依頼はお早めに～

計画的に収集できるようにご協力をお願いします。

「○」は収集 「休」は休み

し尿収集	12月					1月					
	27 (木)	28 (金)	29 (土)	30 (日)	31 (月)	1 (祝)	2 (水)	3 (木)	4 (金)	5 (土)	6 (日)
旧尾道地域・向島町・御調町	○	○	○	休	休	休	休	休	○	休	休
因島地域	○	○	休	休	休	休	休	休	○	休	休
瀬戸田町	○	○	○	休	休	休	休	休	休	休	休

## 農業委員会委員選挙人名簿 登載申請書の提出

農業委員会委員選挙人名簿は、毎年1月1日現在の耕作面積など選挙資格を記入した登載申請書に基づいて、尾道市選挙管理委員会に調製されます。

前年度申請書を提出した人は12月下旬に送付する申請書で、新たに申請する人は農業委員会事務局か各支所出張所で申請書を受け取り、所定の事項を記入して、1月10

日(木)までに提出してください。

**選挙権** 尾道市内に住所を有し、平成5年4月1日までに生まれた人で次のいずれかに該当する人は、尾道市農業委員会委員選挙の選挙権を有します。

- ①10アール(1反)以上の農地につき、耕作の業務を営む人(農業経営者)
- ②10アール(1反)以上の耕作の業務を営む人(農業経営者)の同居の親族、またはその配偶者で、年間概ね60日以上その耕作に従事

する人

- ③10アール(1反)以上の農地につき、耕作の業務を営む農業生産法人の組合員、社員または株主で、年間概ね60日以上その耕作に従事する人

〇農業委員会事務局

(☎0848-20-7480)

御調出張所(☎0848-76-2929)

向島出張所(☎0848-44-0641)

因島出張所(☎0845-26-6217)

瀬戸田出張所(☎0845-27-2212)

# 交通ルールを守って交通事故のない街を！

## ●飲酒運転の根絶を！

飲酒運転は、重大な交通事故に結び付く極めて危険で悪質な犯罪です。12月は外食やお酒を飲む機会が多くなります。

車で行く場合は、お酒を飲まずに仲間を自宅まで送り届ける人（ハンドルキーパー）を決めましょう。



「飲酒運転をしない・させない」という環境づくりを推進しましょう。

○お酒を飲んだら絶対に車を運転しない

- 車を運転する人にはお酒をすすめない
- 運転者以外（同乗者・お酒をすすめた人）にも厳しい罰則があります。

## ●自転車は車両の仲間です！

たかが自転車とっていませんか。交通ルールを無視した走行が原因で交通事故の加害者となった場合、重い賠償責任が問われることもあります。自転車の交通違反には次のような罰則があります。

自転車での交通事故も重い賠償責任が問われることがあります。



- 酒酔い運転【5年以下の懲役または100万円以下の罰金】
- 二人乗り・並進・歩行者の通行妨害【2万円以下の罰金】
- 無灯火・片手運転（携帯電話や傘さし運転）【5万円以下の罰金】

## ●自転車に乗っても飲酒運転！

「自転車だったら車じゃないし乗っても大丈夫」は、とんでもない誤解です！

自転車でも飲酒運転は成立し、酒酔い運転の場合は罰則も適用されます。たとえ少量のアルコールでも、正常な判断を狂わせるのは車と同じです。

「飲んだら乗らない」を自転車でも徹底してください。



## ●自転車もルールとマナーを守って安全走行！

自転車は免許が不要で、通勤手段としてだけでなく、趣味やスポーツでも人気の手軽な車両です。必ず交通ルールを守りましょう。

- 事故の多くは交差点で起こっています。交差点では、必ず一旦停止し、左右の安全確認をしてから発進しましょう。
- 信号無視は重大事故につながります。信号は必ず守りましょう。
- 夕暮れ時や夜間の走行は早めにライトをつけましょう。
- 二人乗りや並進など歩行者の通行の妨げになる運転、携帯電話の利用や傘さしなどの片手運転は危険なのでやめましょう。
- 子どもを乗車させる時は、ヘルメットを着用させましょう。

12月11日～20日は年末交通事故防止県民総ぐるみ運動 問 総務課生活安全係（☎0848-25-7216）

## 12月16日(日)は「衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査」の投票日です

12月12日(水)に、選挙公報を新聞折込する予定です。新聞を購読していない人は、申し出てくださいと郵送で各世帯に送付します。（すでに申し出いただいている場合は、申出不要です。） 問 選挙管理委員会事務局（☎0848-25-7258）

## 固定資産税等

固定資産税・都市計画税は、毎年1月1日（賦課期日）現在の所有者に課税されます。

固定資産（土地・家屋）を売買・相続等した場合は、早めに法務局で所有権移転登記の手続きをお願いします。年内に所有権移転登記を済ませたときは、来年度からその登記名義人（所有者）に課税されます。賦課期日を越えると、旧登記名義人（旧所有者）に課税されます。

固定資産の所有者が亡くなられた場合、相続登記が完了するまでの間は、相続人の中から納税通知書等の書類を受け取る代表者を届けていただく必要があります。

また、今年の1月2日以降に、固定資産の内容・住所等に異動があった場合にもご連絡をお願いします。

問 資産税課土地係（☎0848-25-7162）

家屋係（☎0848-25-7164）

因島瀬戸田税務課資産税係（☎0845-26-6228）

## 事業をしている皆さん～償却資産の申告を～

毎年1月1日（賦課期日）現在、市内で事業をしている個人または法人は、償却資産の所有状況を申告していただく必要があります。



平成25年度の「償却資産申告書」を12月中旬に発送しますので、申告の手引きを参考に申告書等を作成のうえ、平成25年1月31日(木)までに提出してください。なお、償却資産をお持ちで申告書が届かない人、新たに申告が必要な人はご連絡ください。詳しくは、お問い合わせください。

【償却資産とは】個人や法人で、工場や商店などの経営・農林水産業・駐車場やアパートの貸付等、その事業のために所有する事業用資産（構築物、機械装置、船舶、車両運搬具、工具器具備品等）で、その減価償却額（費）が法人税（所得税）法の規定による所得の計算上、損金や必要な経費に算入されるものをいいます。

問 資産税課家屋係（☎0848-25-7164）

# 平成25年度 市県民税の税制改正・その他の改正

圖市民税課(☎0848-25-7154) 因島瀬戸田税務課(☎0845-26-6227)

## 1. 平成25年度の市県民税に適用される主な改正点

### ○生命保険料控除が見直されます

保険契約をした時期により、適用される控除額が変更になります。各保険料控除の合計適用限度額は、7万円(現行:7万円)です。なお、所得税の各保険料控除の合計適用限度額は、12万円(現行:10万円)になります。

#### (1) 平成24年1月1日以後に締結した保険契約等(新契約)に係る生命保険料控除

新たに介護医療保険料控除が新設され、一般生命保険料控除、介護医療保険料控除、個人年金保険料控除のそれぞれの適用限度額が、2.8万円(所得税4万円)になります。



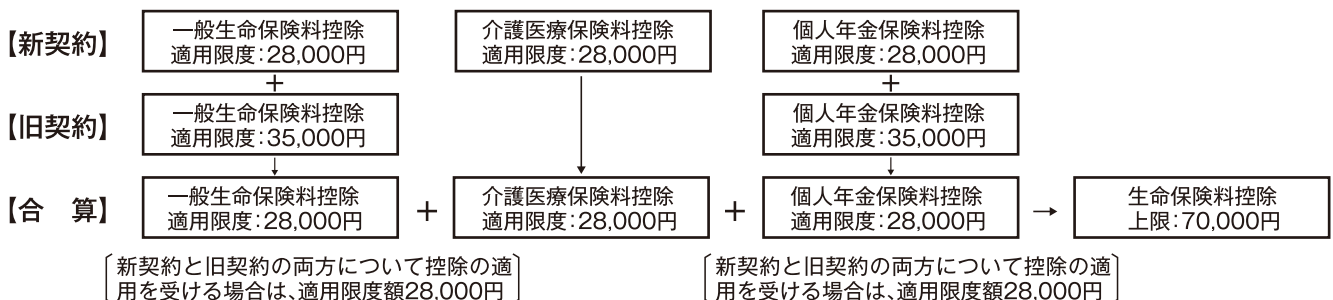
#### (2) 平成23年12月31日以前に締結した保険契約等(旧契約)に係る生命保険料控除

従前と同様、一般生命保険料控除、個人年金保険料控除それぞれの適用限度額は、3.5万円(所得税5万円)です。



#### (3) 新契約と旧契約の双方について保険料控除の適用を受ける場合の生命保険料控除

一般生命保険料控除または個人年金保険料控除の控除額は、それぞれ新契約と旧契約双方の保険料控除額の合計額(適用限度額は住民税2.8万円、所得税4万円)になります。



※介護保険料(社会保険料控除)と新設された介護医療保険料(生命保険料控除)とは別のものです。

## 2. 平成25年1月1日以後から適用される改正点

### ○退職所得に係る10%税額控除および退職所得2分の1課税が廃止されます

退職所得に係る個人住民税所得割額の10%税額控除および勤続年数5年以内の法人役員等について、退職所得2分の1課税が廃止されます。(平成25年1月1日以後に支払われるべき退職金から適用)



### 申告相談時期について

申告期間は、平成25年2月18日(月)~3月15日(金)です。市内各地域の日程は、広報おのみち1月号でお知らせします。

## 個人住民税(市民税・県民税)は特別徴収で納めましょう! ~事業主・従業員の皆さんへ~

(給与支払者) (納税義務者)

広島県と県内全市町が連携して、特別徴収を実施していない事業主に対し、個人住民税の特別徴収の適正実施に取り組んでいます。

個人住民税の特別徴収とは、事業主(給与支払者)が、所得税の源泉徴収と同じように、従業員(納税義務者)に代わって毎月従業員に支払う給与から個人住民税を差し引いて、市へ納入していただく制度です。

事業主は、特別徴収義務者として、法人・個人を問わず原則すべての従業員について、個人住民税を特別徴収していただく必要があります。

従業員は、普通徴収の納期が年4回なのに対し、特別徴収は年12回の納期なので、1回あたりの納税額が少なくなり負担が緩和されます。

平成25年度から特別徴収の適正実施に、ご理解とご協力をお願いします。

圖市民税課(☎0848-25-7154)

### 特別徴収の納税のしくみ

